

台風に対する非常措置について（保存版）

本校においては、台風により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都府南部」または「京都・亀岡地域」と報道される場合があります）に「特別警報」（大雨・暴風など6種類）または「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意していただき、ご対応よろしくお願いします。

記

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ① 午前0時（深夜0時）までに解除になった場合・・・5校時（13:15）から始業。給食は中止。
 - ② 午前0時（深夜0時）現在、「特別警報」が発令中の場合・・・「臨時休業」とします。
- (3) 登校後に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後の気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

2. 暴風警報について

	「暴風警報」解除の時間帯	授業の開始の時間	備 考
(1)	午前7時までに解除になった場合	登校 8:25 平常通りの授業	昼食の用意をして登校
(2)	午前9時までに解除になった場合	3校時(10:45)から始業	◆給食はあります
(3)	午前11時までに解除になった場合	5校時(13:15)から始業	昼食を済ませて登校 ◆給食はありません
(4)	午前11時現在においても 「暴風警報」発令中の場合	臨 時 休 業	

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅で待機させて下さい。
- (2) 登校後に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後の気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。
- (3) 給食の献立につきましては、「台風用献立」に変更になります。

以上、お子達にもその旨をご指導いただき、ご不在の場合の鍵の管理や、非常時の連絡方法などの備えを十分にご相談いただきますようお願いいたします。

※裏面に「地震に対する非常措置について」のお知らせも掲載しておりますので、ご一読ください。